

107

見 解 書

—東京都江東清掃工場建設事業—

平成 5 年 6 月

東 京 都

1 総括

1.1 事業者の氏名及び住所

氏名：東京都 代表者 東京都知事 鈴木俊一

住所：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

1.2 対象事業の名称及び種類

事業の名称：東京都江東清掃工場建設事業

事業の種類：廃棄物処理施設の設置

1.3 対象事業の内容の概略

事業内容の概略は表1-1のとおりである。

表1-1 事業内容の概略

ごみ処理 施設の建替	所在地	東京都江東区夢の島3番地
	面積	約14.6ha (うち新工場敷地約6.1ha)
	工事着工年度	平成6年度(予定)
	工場稼働年度	平成10年度(予定)
	工事完了年度	平成12年度(予定)
	処理能力	可燃ごみ1,800ト/日 (焼却炉600ト/日・炉×3基)
	工場棟	鉄骨鉄筋コンクリート造、高さ約50m
	煙突	外筒鉄骨造、高さ約150m
	駐車場	見学者用車両等

1.4 評価書案について提出された主な意見及びこれらについての事業者の見解の概略

評価書案について、都民の意見書が9件、関係区長として江東及び江戸川区長から意見が出された。また、公聴会においては公述人5人から意見が述べられた。この主な意見の要旨と、それに対する事業者の見解の概略は、次に示すとおりである。

主な意見の要旨	見解の概略
<p>(大気汚染)</p> <p>(1)評価書案にダイオキシンの評価がないのが心配である。</p>	<p>新工場においては、平成2年12月に厚生省より発表された「ダイオキシン類発生防止等ガイドライン」に基づき、燃焼管理によるダイオキシン発生の抑制を図ると共に、集じん効率の高い集じん設備により、排出を抑制（目標値 0.5ng/Nm³：2,3,7,8-TCDD毒性等価換算濃度、国際法）するよう計画しています。</p> <p>この 0.5ng/Nm³が運突から飛散して人体にどれだけ影響を及ぼすか試算してみますと、1日当たりの人体吸気量（ヒト1日当たりの呼吸量15m³、体重80kg）は 1.8×10⁻⁷ng/kg/日となります。</p> <p>これは、厚生省が示している人体への影響の暫定指針（0.1ng/kg/日）と比較して数十万分の一と非常に小さい値となります。</p>
<p>(2)焼却炉の中では窒素酸化物、いおう酸化物、塩化水素そしてダイオキシン類等が発生し、それが大気中に排出され、酸性雨等の原因となる。</p>	<p>大気汚染防止のため法規制値より厳しい自己規制値（窒素酸化物約70%、いおう酸化物約70%、塩化水素約1/30）を設定し、これを遵守します。</p> <p>また、ダイオキシン類については平成2年12月に厚生省が定めた「ダイオキシン類発生防止等ガイドライン」を踏まえ、燃焼管理及び設備面において適切な対策を講じます。</p> <p>このように、新工場では窒素酸化物、ダイオキシン類等の排出削減に努めます。</p>

主な意見の要旨	見解の概略
<p>(3)清掃車による排気ガス汚染をできるだけ減らして頂きたい。</p> <p>(4)即刻無公害車の導入を図るべきではないか。</p>	<p>低公害車の導入については、自動車から発生する排ガスが環境に与える影響は大きく、これを減少させることが社会的に強く要請されています。とりわけ、都が率先して排出ガスの抑制に努めることは、都民の生活環境を保全するうえでも最も大切なことと考えます。</p> <p>このため、現在まで清掃車両には、窒素酸化物の排出抑制に、より有効な副室式ディーゼルエンジンを可能な限り採用し、有害ガスの減少に努めています。</p> <p>さらに、低公害車の試験導入については、</p> <p>(1)昭和63年5月から2年間にわたりガソリンエンジン改造型メタノール清掃車1台を試験導入し、調査を実施しました。さらに、平成3年4月から2年間にわたりディーゼルエンジン改造型メタノール清掃車及びメタノール連絡車を各1台ずつ試験導入し、調査を実施しました。現在、本格導入の可能性をも含めて調査結果をとりまとめています。</p> <p>(2)平成5年2月から電気自動車を試験導入し、車両性能・作業性等について調査・検討を進めているところです。</p> <p>導入台数：ごみ収集車 3台（平成5年4月） 軽4輪貨物自動車 4台（平成5年2月）</p>

主な意見の要旨	見解の概略
<p>(その他)</p> <p>対象事業及び清掃事業一般</p> <p>(1)処理能力1,800ト/日と今までと同能力の焼却設備の清掃工場が、なぜ必要なのか。</p> <p>(2)規模を縮小して頂きたい。</p>	<p>東京都23区のごみ排出量は、昭和60年以降、年平均約4%で増加し、平成元年度には490万トに達しました。このままの傾向で推移すると、平成12年度には約640万トに達すると推定されます。そこで、都は「ごみ減量化行動計画」を策定し、平成12年度までに事業系ごみ30%、家庭系ごみ20%、全体で23%の減量目標を設定しました。これに基づいたごみ量の予測をもとに、「清掃工場建設計画」では、今後約20年間をかけて10工場を建設し、全量焼却に加え、ごみ量の季節変動への対応、並びに建替期間中への対応を合わせて30%の余裕を見込んだ焼却能力を確保する計画ですが、これには、江東清掃工場を1,800ト/日の焼却能力で建て替えることが前提となっています。</p>
<p>(3)工場建設の前にごみ減量対策を徹底させるべきである。</p> <p>(4)ごみの発生抑制をまずやるべきではないか。</p>	<p>都は、平成3年10月に策定した「ごみ減量化行動計画」に基づいてリサイクル型都市づくりを推進しています。推進に当たっては、「ごみの発生抑制」「リサイクルの促進」「ごみ処理過程での再資源化の徹底」の三原則を基本方針として、都民・事業者・行政が一体となって取り組んでいくこととしています。</p> <p>これを受けて、平成4年、清掃条例の全面改正を行い、都民・事業者・行政のそれぞれの減量義務を明らかにしました。この条例は平成5年4月1日から施行されています。</p>

主な意見の要旨	見解の概略
<p>資源循環型清掃工場</p> <p>(1)今回の計画案については資源循環型の清掃工場として機能するように再検討して頂きたい。</p>	<p>現在の深刻なごみ問題を解決するために、資源循環型社会システムの構築を目指したリサイクル事業に関係者が全力を挙げて取り組んでいるところです。ごみの減量・リサイクルを徹底してもなお排出されるごみは、そのごみの中からさらに資源回収を行い、それでも残されたごみについては、現在のところ衛生的かつ減量・減容化に優れている焼却処理に頼らざるを得ません。</p> <p>そこで、新江東清掃工場は資源の有効利用の考え方にに基づき、ごみの焼却の過程で発生するエネルギーは、発電や近隣施設への熱の供給を行うなど、より一層の資源循環の趣旨を取り込んだ施設として計画しています。</p> <p>なお、ごみの固形燃料化等の施設については、安定した需要先の確保や需要地での清掃工場と同等の公害防止設備の設置が必要となるなど、その導入に向けて解決すべき課題が多く残されていることから、新江東清掃工場の代替施設として設置することは困難です。</p>
<p>(2)燃やすか埋めるしかないようなごみ処理の仕方は根本から変えていかなければならない時である。</p>	<p>焼却処理方式は、ごみを大量、かつ衛生的に処理することができ、容積で1/20、重量で1/10程度となり、減容・減量化に優れています。また、騒音、振動も少なく、長年の実績もあり、安定した稼働が期待できます。したがって、本方式は大都市のごみ処理に適しています。また、残灰については、大量に処理するためには埋め立てに代わる有効な方法は今のところありません。</p>

2 対象事業の目的及び内容

2.1 事業の目的

東京都は、平成3年11月発表した'91東京都総合実施計画において、平成7年度までに可燃ごみの全量焼却を達成し、さらにその能力を安定的に確保するため、清掃工場の建設・建替をすすめることとしている。

'91東京都総合実施計画に基づく平成3年度から12年度までの計画を表2-1に示す。

表2-1 '91東京都総合実施計画に基づく事業計画

事業名	事業目標	平成2年度末 現況	平成3～12年度計画
		14工場稼働中 12,100t/日	

本事業はこの施策の一環として、江東清掃工場の建替えを行い、老朽化し、低下した機能の回復を図ることを目的とする。

2.2 事業の内容

2.2.1 位置及び区域

対象事業の位置は、図2-1に示すように、夢の島公園の東側、湾岸道路、高速湾岸線及びJR京葉線の北側に位置する。対象事業の区域は図2-2に示すとおりである。所在地は次のとおりである。

所在地：東京都江東区夢の島8番地

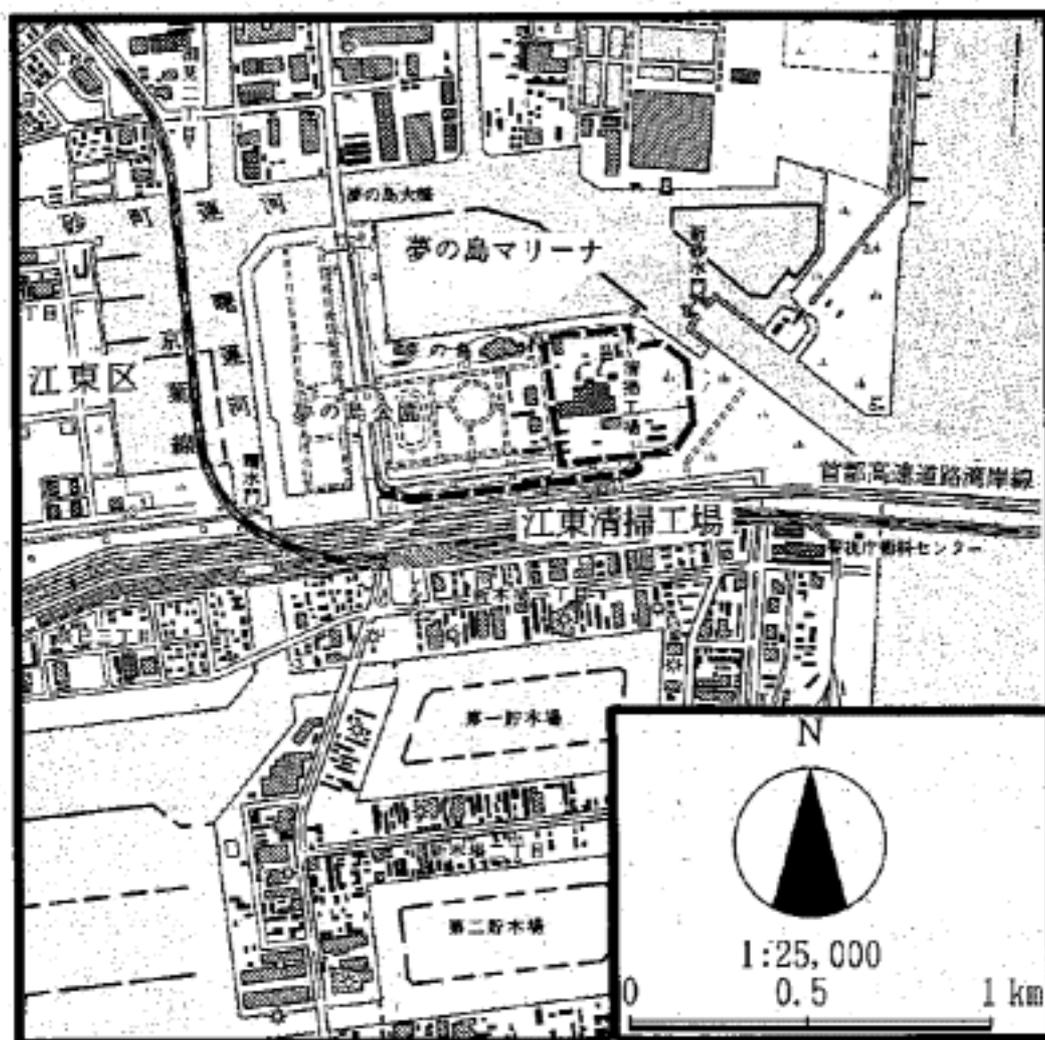


図2-1 対象事業の位置

2.2.2 計画の内容

(1) 施設配置計画

土地利用計画の概要は表2-2及び図2-3に示すとおりである。本事業は第一期工事と第二期工事に分けて施工し、第一期工事では図2-4に示すように新工場の建設を行い、また、第二期工事では図2-5に示すように現工場を解体する一方で構内道路・緑地の整備を行う。

表2-2 土地利用計画の概要

施設		面積	計画の概要
新工場敷地	建	約 2.5ha	工場棟 構造形式：鉄骨鉄筋コンクリート造 高 　　さ：約50m
	築		付属施設
	物		煙突 高 　　さ：約150 m
	等	構内道路・駐車場	約 2.1ha 構内道路、駐車場（大型バス6台、乗用車60台）
		緑 地 等	約 1.5ha
		小 計	約 6.1ha
その他の		現工場跡地	約 5.9ha 更地
		いこいの家	約 0.4ha
		職務住宅	約 0.9ha
		搬出入路	約 1.3ha
		小 計	約 8.5ha
合 計		約14.6ha	

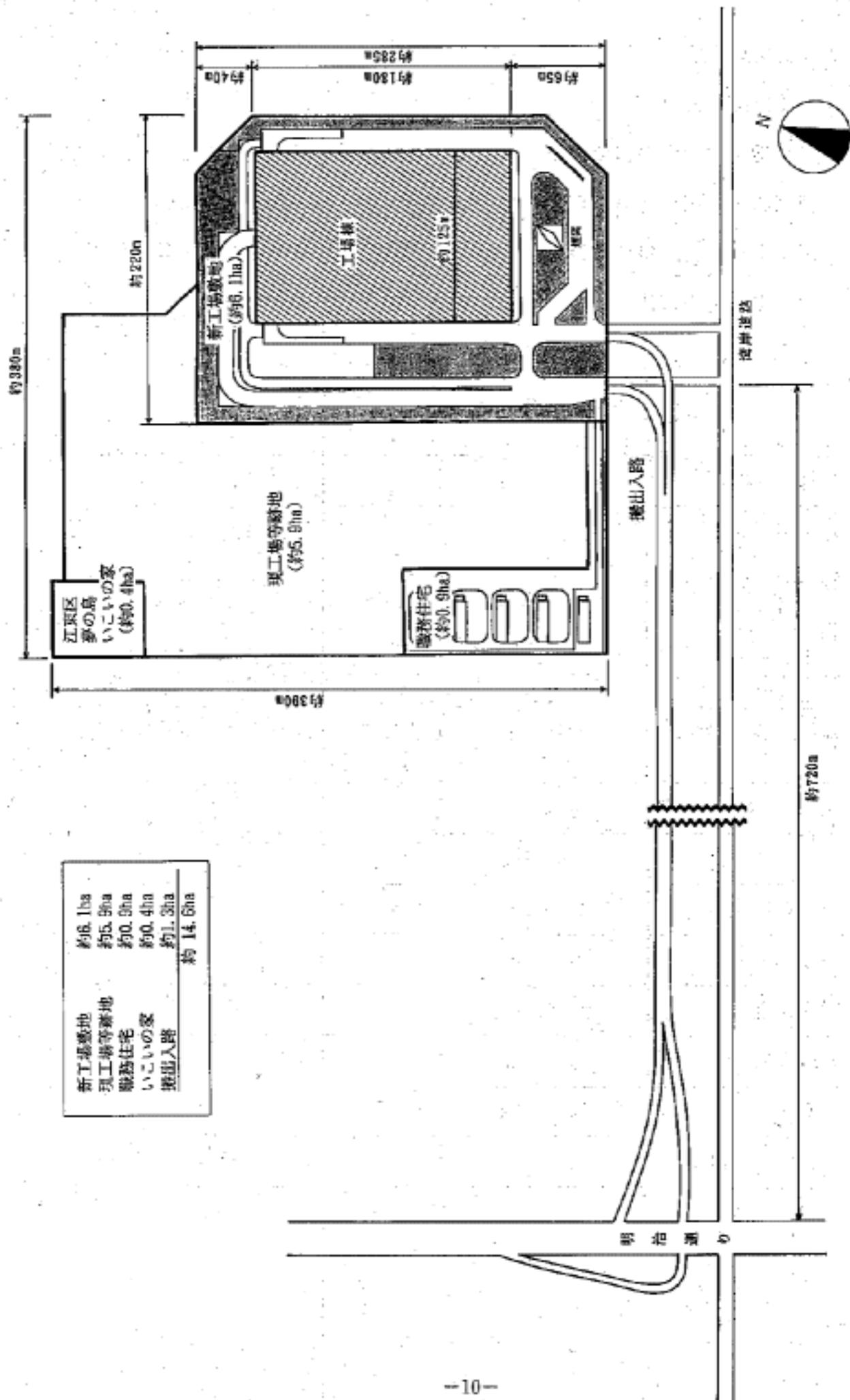


図 2-3 土地利用計画図

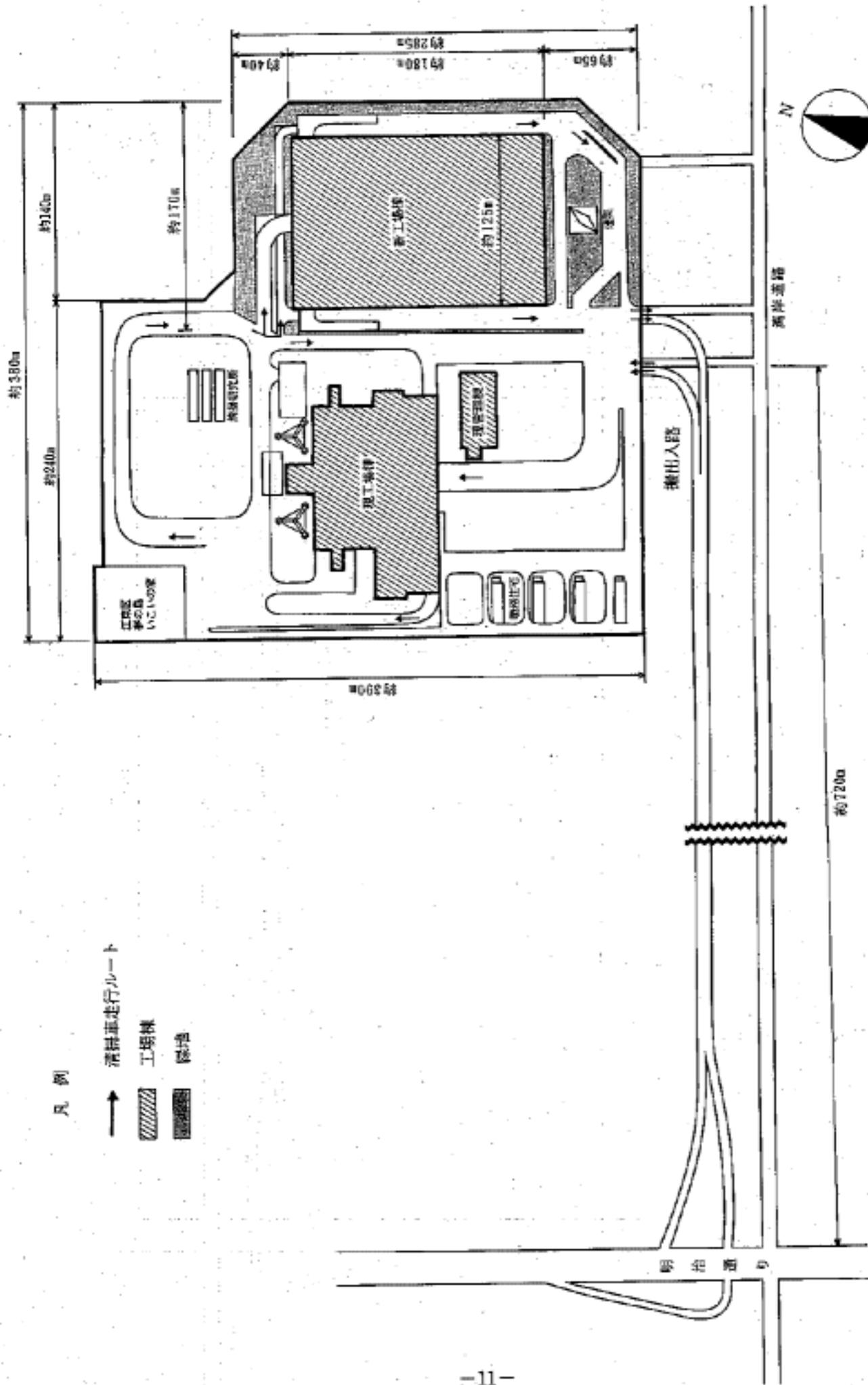


图 2-4 第一期計画配置图

(3) 焼却設備計画（焼却設備の主要項目）

焼却設備の主要項目は表 2 - 3 に示すとおりである。

表 2 - 3 焼却設備の主要項目

項 目	焼却設備（プラント）計画の内容
処 理 能 力	1,800 トン/日 (焼却炉600 トン/日・炉×3 基)
処 理 方 法	全連続燃焼式火格子焼却炉
処理対象ごみ	可燃ごみ
運 転 計 画	・ 1 日 24 時間の連続運転 ・ 1,800 トン/日焼却
搬入ごみ量	2,100 トン/日 (週 6 日搬入換算)

(4) 車両計画（ごみの搬入及び灰等の運搬計画）

ア. ごみの収集区域

江東区、江戸川区、中央区、千代田区、台東区、文京区、新宿区

イ. ごみの搬入及び灰等の搬出日時

月曜日～土曜日の朝8時～夕方5時。但し、一部の地区からは日曜日にも搬入する。

ウ. 車両台数

清掃車の台数は、表2-4に示すとおりである。

表2-4 清掃車台数（片道台数）

車	両	車種	台数
清 掃 車	ごみ収集車	大型	510台/日
		小型	1,062台/日
		計	1,572台/日
	灰運搬車	大型	99台/日

注) 車種の「大型」、「小型」とは、積載量がそれぞれ、2 t/台以上、2 t/台未満の清掃車である。

2.2.3 工事計画

本事業の工事期間は、第一期工事約54か月、第二期工事約30か月を予定しており、全体で約84か月である。

建設工事の主な工種は、第一期工事では、コンポストセンターの解体工事、新工場の山留め工事、掘削工事、く体・仕上げ工事、プラント工事、外構工事である。第二期工事では、現工場の解体工事、構内道路工事、外構工事である。

2.3 環境管理に関する計画等の配慮

東京都は、21世紀に向けて快適な環境をつくりあげ、人間性に溢れた真に豊かな都市社会の実現と地域の特性や役割を生かす都市社会の形成を目指したマイタウン東京構想を実現していくために、昭和62年度に「東京都環境管理計画」を策定した。

また、平成4年5月には、これまでの施策のより一層の充実を図るとともに、資源やエネルギーの消費を極力抑制し、ごみや水、都市排熱等の有効利用等を促進することによって、快適な地域環境を創造し、それを通じて地球環境保全にも貢献することを目的として同計画を改定した。

さらに、東京の都市地域の身近な緑の倍増と残された良好な緑の保全を図るため、「東京都緑の倍増計画」を策定している。

江東清掃工場の建替事業にあたっては、この「東京都環境管理計画」及び「東京都緑の倍増計画」等の基本方針を十分考慮した。